

大津市災害等による浸水便槽のくみ取り手数料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が災害等によりその管理する住宅、共同住宅等の住宅施設（以下「住宅等」という。）の便槽に浸水があった場合のし尿のくみ取りに要した経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって被災者等の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 便槽 住宅等に付属する便所に係る便槽をいい、店舗、事務所等の事業に関する施設に付属する便所に係る便槽は含まない。
- (2) くみ取り手数料 し尿のくみ取り手数料として市の許可する業者に支払った金員をいい、浄化槽汚泥の引き抜き料は含まない。

(補助対象者)

第3条 この要綱による大津市災害等による浸水便槽のくみ取り手数料補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する地域に存する住宅等の便槽を管理している個人とする。

- (1) 下水道事業計画区域及び農業集落排水事業実施要綱（昭和58年4月4日付58構改D第271号）第5第3項に基づく事業実施区域以外の地域であること。
- (2) 下水道事業計画区域内の地域であって、次のいずれかに該当する地域であること。
 - ア 下水道が未整備の地域であること。
 - イ 補助金の交付申請をする時において、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する区域内の地域であって、下水の処理を開始すべき日から3年を経過しない地域であること。

2 前項各号に該当しない地域に存する住宅等の便槽であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象とする。

- (1) 次条第4号、第5号又は第6号に該当し、かつ、便槽の構造に明らかな瑕疵がないと判断されるとき。
- (2) 便槽を管理している者が公の生活扶助を受け、又はこれに準ずる特別の事情があると認められるとき。

(3) その他特別の事情があると市長が認めるとき。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号のいずれかに該当する場合に、前条に規定する補助対象者がその管理する住宅等の便槽に浸水したこと（明らかに便槽の構造の瑕疵に起因すると判断される場合を除く。）により支払ったし尿くみ取り手数料に相当する額の2分の1以内の額とする。ただし、5,000円を限度とする。

(1) 大雨又は洪水警報が発令されたとき。

(2) 降雨量が24時間に80mm以上あったとき。

(3) 降雨量が1時間に20mm以上あったとき。

(4) 市の施行する工事等が原因であったとき。

(5) 公共の側溝、河川、又は道路の構造上における瑕疵が原因であったとき。

(6) 水道本管等の破損が原因であったとき。

(7) その他特別の事情があると市長が認めたとき。

(交付申請書)

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市災害等による浸水便槽のくみ取り手数料補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、し尿くみ取り手数料領収書（住民用）で $\textcircled{\text{浸}}$ の表示のあるもの又はこれに類する書類を添付しなければならない。

(決定通知書)

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市災害等による浸水便槽のくみ取り手数料補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市災害等による浸水便槽のくみ取り手数料補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(実績報告及び補助金の額の確定)

第7条 規則第14条の規定にかかわらず、補助金に係る実績の報告は、第5条に規定する交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。

2 規則第15条の規定にかかわらず、補助金の額は、前条第1項の規定により通知した額で確定するものとする。

(交付請求書)

第8条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市災害等による浸水便槽のくみ取り手数料補助金交付請求書（様式第4号）とする。

（取消通知書）

第9条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市災害等による浸水便槽のくみ取り手数料補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により行うものとする。

（返還通知書）

第10条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市災害等による浸水便槽のくみ取り手数料補助金返還通知書（様式第6号）により行うものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 災害等による浸水便槽の汲み取り手数料補助基準（昭和59年9月1日制定）は、廃止する。
- 3 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市災害等による浸水便槽の汲み取り手数料補助金交付要綱第4条の規定は、この要綱の施行の日以後の被災に係る補助金について適用し、同日前の被災に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用

されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号（第5条関係）

大津市災害等による浸水便槽のくみ取り手数料補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)
大津市長

申請者 住所 _____

氏名 _____

電話 (_____) _____

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市災害等による浸水便槽のくみ取り手数料補助金の交付について次のとおり申請します。

浸水の理由	
し尿くみ取り手数料額	円
交付申請金額	円
し尿くみ取り年月日	年 月 日
添付書類	し尿くみ取り手数料領収書（住民用。㊟の表示のあるもの）

様式第2号（第6条関係）

大津市災害等による浸水便槽のくみ取り手数料補助金交付決定通知書

第 年 月 日
号

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市災害等による浸水便槽のくみ取り手数料補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

記

交付決定金額 金 円

様式第3号（第6条関係）

大津市災害等による浸水便槽のくみ取り手数料補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付で交付申請のあった大津市災害等による浸水便槽のくみ取り手数料補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

交付申請金額	円
交付しないことと決定した理由	

様式第4号（第8条関係）

大津市災害等による浸水便槽のくみ取り手数料補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)
大津市長

補助事業者 住所 _____

氏名 _____ ㊟

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった大津市災害等による浸水便槽のくみ取り手数料補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

交付決定金額		円
交付請求金額		円
振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口座番号	普通・当座
	(フリガナ) 口座名義	(交付請求者と同一人の口座名義であること。)

様式第5号（第9条関係）

大津市災害等による浸水便槽のくみ取り手数料補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け 第 号で交付の決定をした大津市災害等による浸水便槽のくみ取り手数料補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定金額	円
取 消 を し た 理 由	

様式第6号（第10条関係）

大津市災害等による浸水便槽のくみ取り手数料補助金返還通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け 第 号で交付の決定をした大津市災害等による浸水便槽のくみ取り手数料補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 日	年 月 日まで
交 付 決 定 金 額	円
補助金の既交付金額 及び 交 付 年 月 日	円 年 月 日

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期日までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。